

## 令和6年度神奈川県看護師等修学資金貸付事業（一般・特例）募集案内

### ○ 修学資金の制度概要

神奈川県では、県内にて看護職(保健師・助産師・看護師)の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成施設(看護専門学校や大学の看護学部等)に在学し、卒業後は「県内で看護職として従事する」意思がある学生に、選考のうえ修学資金をお貸しする制度を設けています。

この制度は貸付のため、卒業後には全額返還していただきます。ただし、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。

区分		種類	一般 修学資金	特例貸付 修学資金
所得制限			なし	あり※
貸付月額 (初回加算金除く)	保健師、助産師、 看護師養成課程	公立	17,000円/月	40,000円/月 初回加算金 100,000円
		民間立	20,000円/月	
返還免除要件		免除要件	卒業後、下記の施設に5年間(3年間)継続して従事する。	
		免除対象施設の例 (神奈川県内)	5年: 200床以上の病院、保健所等 3年: 200床未満の病院、精神病床数が8割以上の病院等	

※住民税が非課税の世帯又は、均等割のみの世帯の者が対象です。

### ○ 貸付制度の種類と応募要件

特例貸付修学資金は所得制限がありますので御注意ください。

種類	応募要件
一般 修学資金	① 令和6年4月1日以降、看護師等の養成施設に在学している者 ② 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康である者 ③ 養成施設を卒業した後、神奈川県内において看護職の業務に従事する意思を有する者
特例貸付 修学資金	上記の①～③に加えて、次の要件を満たしている者 ④ 住民税が非課税の世帯又は、均等割のみの世帯の者

(注意事項)

- ④については、世帯全員が上記に該当している場合とします。なお、同居していない者についても、生計を一にしている場合は同一世帯と見なしますので、その者も含めて全員とします。
- 「生計を一にする」とは、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合とします。

## ○ 貸付額

修学資金の貸付額は次のとおりです。

なお、一般修学資金の貸付額は、養成施設により異なりますので御注意ください。

種類	保健師・助産師・看護師課程
一般修学資金	月額17,000円 [ 国立病院機構や自治体立の養成施設 在学生 ] 月額20,000円 [ 民間立の養成施設 在学生 ]
特例貸付修学資金	月額40,000円 初回加算金100,000円※ ※入学初年度の学生で、希望者のみに貸与します。 また、初回加算金のみの貸与はできません。

## ○ 返還免除となる条件

返還免除となるには、次の全ての条件を満たす必要があります。ひとつでも満たさない条件がある場合は免除とならず、返還となります。これは一般修学資金と特例貸付修学資金ともに共通です。

条件を満たした場合に限り、返還免除の申請をすることができます。

1. 卒業後、神奈川県内の返還免除対象施設において、必要な従事期間を継続して従事すること。

返還免除対象施設（神奈川県内に限る）の例 ※	必要な従事期間
医療法第1条の5第1項に規定する200床以上の病院・保健福祉事務所や市が設置する保健所・母子保健法第22条に規定するこども家庭センター・健康保険法第88条第1項の規定に基づき指定された訪問看護事業を行う事業所	5年間
医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた200床未満の病院・医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた病床数の80%以上が精神病床の病院・児童福祉法第42条第2号に掲げる医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させるものに限る。) ・母子保健法第22条に規定するこども家庭センター(助産師に限る。)	3年間

※教育・研究職や有料老人ホームは対象外

- ・ 上記以外の返還免除対象施設については、神奈川県看護師等修学資金貸付条例及び同施行規則を御確認ください(神奈川県ホームページに条例、条例施行規則など掲載しております)。
- ・ 退職等で必要な従事期間が1月でも不足したり、転職等で途中で1月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。ただし、その時点までで貸付を受けた期間以上勤務をしている場合は、勤務期間に応じて一部返還免除の申請をすることができます。

2. 返還免除対象施設に、卒業した月の翌月から(3月卒業の場合は4月から)、常勤職員として引き続き(継続して)従事すること。

(注意事項)

- ・ 転職や休職等で途中で1月以上の未就業期間が生じた場合は、その時点で返還となります。
- ・ やむを得ない事情により未就業期間が生じる場合は、事前に御相談ください。

3. 返還免除対象施設では、修学資金の貸付を受けて、在籍した課程で取得した看護職免許(保健師・助産師・看護師)以上の免許で従事すること。

返還免除に必要な従事期間中に出産や療養等で休職する場合は、事前手続きを行うことで猶予を申請できます。ただし、免除に必要な従事期間の終了する時期は延期されます。

## ○ 申請方法

在学する養成施設の所在地により、申請方法及び受付期間が異なります。なお、書類に不備があった場合は申請を受け付けないことがありますので、御了承ください。

県内養成施設: 在学する養成施設が4月上旬に希望調査を行いますので、入学後に養成施設の事務室等にお尋ねください。

県外養成施設: 様式をホームページからダウンロードして印刷し、必要書類を揃えた上で、直接、県へ提出(郵送又は持参)してください。

所在地	提出方法	提出期限
県内養成施設	養成施設経由	特例貸付修学資金：令和6年5月中旬 一般修学資金：令和6年6月下旬 ※詳細は、養成施設へお尋ねください。
県外養成施設	直接県へ郵送又は持参	特例貸付修学資金：令和6年5月13日(月) 必着 一般修学資金：令和6年6月14日(金) 必着

### ◆申請時に提出する書類◆

申請に必要な書類	一般修学資金	特例貸付修学資金
1 貸付申請書(第1号様式) 様式に、必要事項を記入してください。 ※連帯保証人、申請者はそれぞれ本人が記入してください。	○	○
2 推薦状(第2号様式) 在学する養成施設にて作成してもらう必要があります。 なお、成績欄は前年度の成績証明書に替えることができます。 <u>県外養成施設在学者は、厳封されたものを提出してください。</u>	○	○
3 委任状(県内養成施設在学者のみ) 養成施設から配付された様式に、必要事項を記入し提出してください。	△	△
4 特例貸付修学資金申請に係る申出書(県外養成施設在学者のみ)	—	△
5 申請者の住民票の写し(原本) ※ <u>個人番号を除くすべての情報(「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックをしてください。)</u> が記載されているものがが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。 ※提出日前3か月以内に発行されたもの。	○	○
6 申請者の属する世帯全員の住民票の写し(原本) ※必要項目等は上記5と同様。 ※上記5と併せて1部の提出でも可。 ※同居していなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。	—	○
7 申請者を含む世帯全員の <u>令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書(原本)</u> (住民税の均等割及び所得割額が確認できる書類) ※同居していなくても、仕送りなどで生計を一にする場合は同一世帯と見なしますので、同居していない者についても提出が必要です。 ※ただし、16歳未満の者については不要。 ※提出日前3か月以内に発行のもの。	—	○
8 大規模災害に被災したことを証明する書類 選考の資料としますので、該当する場合は罹災証明書等(写し可)を提出してください。 ※この書類は、該当しない場合は提出不要です。	—	(○)

◆貸付が決定した申請者が提出する書類◆

貸付決定後に必要な書類	一般 修学資金	特例貸付 修学資金
1 誓約書(第3号様式) 様式に必要事項を記入し提出してください。 ※連帯保証人の印鑑は実印(印鑑登録証明書と同じ印鑑)を使用してください。それ以外の印鑑では受け付けられません。	○	○
2 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本) ※提出日前3か月以内に発行のもの。	○	○
3 連帯保証人の住民票の写し(原本) ※連帯保証人の個人番号を除くすべての情報(「本籍」「世帯主の氏名及び続柄」が必ず記載されるように請求時はチェックを入れてください)が記載されているものがが必要です。記載に漏れがあった場合は、受け付けられない場合があります。 ※提出日前3か月以内に発行のもの。 ※申請時に世帯分を提出している場合、申請時のものでも代用可。	○	○
4 口座振込申出書(県外養成施設在学者のみ) ※口座は本人名義のものに限ります。	△	△

○ 注意

- ・本制度は貸付けです。返還免除条件を満たさない場合や、免除の可能性があっても免除条件を満たすことが確認できる書類を提出できない場合は、全額返還となります。
- ・本貸付は例年希望者が多く、希望者全員にお貸しすることができない状況になっていますので、予め御了承ください。
- ・**特例貸付**について、国の高等教育の修学支援新制度(授業料等の減免及び給付型奨学金)との併用は不可となります。申請時点で国の新制度を受けている方又は受ける予定の方は貸付できませんので、予め御了承ください。
- ・准看護師から看護師を取得する課程(看護師養成施設2年間又は定時制3年間)に在籍している方は、特例貸付よりも要件が緩和された2年課程進学支援修学資金の申請を御検討ください(貸付内容や免除条件等は同じです)。
- ・一般及び特例貸付修学資金のどちらも、神奈川県が行っている他の奨学金や給付金等との併用は不可となりますので、予め御了承ください。
- ・一般修学資金から特例貸付修学資金への振替を希望する場合は、別途手続きが必要となる場合がありますので、詳細については養成施設へ御確認ください。
- ・貸付決定前に貸付決定後の書類を提出された場合は、返却します。
- ・本貸付を受けるためには、連帯保証人2名(それぞれが別生計の者)が必要です。連帯保証人は独立した生計を営み、収入のある成人の方を指定してください(無収入の方は連帯保証人にはなれません)。
- ・中退、停学処分が生じた場合は貸付廃止となり、全額返還となります。
- ・休学や留年の期間中は貸付休止となりますが、学業成績の不良により留年した場合(卒業延期も含む)は貸付廃止となり全額返還となります。

問合せ先

神奈川県 健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課  
人材養成グループ 看護師等修学資金担当  
電話045-210-1111(代表) 内線4766  
月～金8:30～12:00 13:00～17:15(休日を除く)